

# GLOBE

グローブ 2014 冬

76



(公財) 世界人権問題研究センター

## 世界人権宣言65周年京都アピール

第二次世界大戦の戦禍の反省に基づいて、1948(昭和23)年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。今年は、その記念すべき年から数えて65周年に当たります。「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進する」決意を表明し、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等である」と謳ったこの宣言は、今もなおあざやかです。

この「世界人権宣言」を具体化するため、「国際人権規約」をはじめとするさまざまな人権に関する条約が定められてきました。また、1994(平成6)年の第49回国際連合総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、その「行動計画」が発表されました。わが国においても、これまで基本的人権の保障を明記した「日本国憲法」の下、様々な人権問題を解決するための施策の推進や関係諸団体による取り組みが進められてきました。

こうした施策の進展や人権問題の解決を願う数多くの人々のたゆまぬ努力によって、人権問題に関する状況は改善の方向に進んできましたが、現在でも、地域紛争や自然破壊、飢餓と貧困など平和と人権を脅かす事態が続出しています。国内においても、和同問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐる人権侵害など解決すべき人権問題が数多く残されており、とりわけ、近年、いじめによる自殺や虐待などのいのちの尊厳を奪う人権侵害が深刻化しています。

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災では、一瞬にして多くの尊いのちと平和な暮らしが失われました。さらに、震災と同時に起きた原子力発電所の事故により、大量の放射線が漏れ出し、多くの人々が長期にわたる避難を余儀なくされるとともに、環境や地域産業への深刻な影響が懸念されています。私たちは、被災された多くの方々はもちろん、震災で犠牲となられた方々も含めたいのちの「絆」を大切に、この災禍を乗り越えなければなりません。そして、日本全国、さらには世界の人々と力を合わせて、一人ひとりの尊厳と人権を守るために、人と人がつながり、支え合う社会を築いていかなければなりません。

「人権の世紀」といわれる21世紀は、「人権文化」を輝かせる時代です。「人権文化」は、「いのちの尊厳を自覚し、人間が人間の幸せを自然と共に営み、新しい歴史と文化を共に生んでいく、その行動と実り」であり、私たちは、家庭・学校・職場・地域に根ざした「人権文化」を実らせていかなければなりません。「世界人権宣言」の65周年に当たり、この宣言の精神とその意義を再確認し、自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由・正義・平和にあふれた社会の実現を共に目指していきましょう。

2013(平成25)年11月3日

京 都 府 知 事

京 都 市 長

京都地方務局長

公益財団法人 世界人権問題研究センター理事長

山 田 啓 二

門 川 大 作

吉 岡 慶 治

上 田 正 昭

# GLOBE

GLOBE No. 76 2014 winter 目次

|         |  |       |    |
|---------|--|-------|----|
| 歴史随想    | 百済王の二つの史脈（上）……………  | 上田 正昭 | 2  |
| 外部寄稿    | 青少年の再チャレンジを応援！<br>〈関係機関と連携した少年非行防止対策〉……………                       | 中川多鶴子 | 4  |
| 国際人権・随想 | アジア諸国と人権（その三六）……………  | 安藤 仁介 | 6  |
| 研究第一部   | 「グローバル化」の最終段階？<br>TPPが変える私たちの暮らしと権利……………                         | 三輪 敦子 | 8  |
| 研究第二部   | 京の「獣魂碑」……………   | 白石 正明 | 10 |
| 研究第三部   | 「ヘイト・スピーチ」という用語について……………   | 師岡 康子 | 12 |
| 研究第四部   | 女性の人権と「教育」……………  | 高田 恭子 | 14 |
| 研究第五部   | 被差別部落に関する<br>歴史資料アーカイブズ化を目指して<br>〈オーストラリア先住民による文化の保護・促進に学ぶ〉…………… | 友永 雄吾 | 16 |
| 研究部の報告  | 「京都ヒューマンフェスタ2013」参加企画……………                                       | 杉木 志帆 | 18 |
| 事業案内    | 2013年度<br>講座・人権ゆかりの地をたずねて……………                                   |       | 21 |

〔連載〕 人権のゝ館、

高麗神社とその周辺

仲尾 宏 22

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「スイセン」〈NPO 法人日本写真道協会会員 笠本眞理氏提供〉

# 百済王の二つの史脈(上)



研究センター理事長  
京都大学名誉教授  
上田 正昭

桓武天皇の生母であった高野新笠が百済の武寧王の血脈につながっていたことは、勅撰の史書『続日本紀』の延暦八年(七八九)十二月二十八日の条に高野新笠夫人が崩去したことを記し、明年(延暦九年)の正月十四日、中納言正三位藤原小黒麻呂が諫を申して「天高知日之子姫尊」という諡おくりなを奉ったと述べていることからわかる。そして正月十五日の条には大枝山陵(京都市西京区大枝沓掛)に葬ったことを記載し、つぎのような崩伝を明記する。

「皇太后の姓は和氏わつじん諱(実名)は新笠、贈正一位(和)

乙継おとつぐの女むすめなり、母は正一位大枝朝臣真妹まいも、后の先は百済武寧王の子純じゅん隋た太子より出づ」と。さらに「皇后は容徳しゆくほく淑茂しゆくほく(容姿も徳義もすぐれ)にして、夙つとに聲せい譽よをあらはす」と批評し、光仁天皇の即位前に夫人となり、「今上(桓武天皇)・早良さばら・能登内親王を生んで宝龜年中(七七〇―七八〇年)に高野朝臣を名乗り、桓武天皇の即位によって皇夫人となり、延暦九年には皇太后と尊称した」と記述する。

重要なのはつぎの文である。「百済の遠租つぼ都慕王は河伯(河の神)の女、日精(太陽の光)に感あめて生める所なり、皇太后は即ちその後なり、因よりて諡おくりなを奉る。」

ここにいう都慕王とは、高句麗の長壽王がその二年(四一四)に、中国吉林省集安に建立した広開土王碑(高さ6.34メートル)の冒頭に刻する建国神話の始祖鄒牟そうむ王であり、『後漢書』(扶余伝)に「東明」、『三国志』(魏書・高句麗伝)に「朱蒙」、『三国史記』(百済本紀)に「鄒牟」、『同』(新羅本紀)に「中牟」、『同』(高句麗本紀)に「東明聖王」、『日本書紀』(天智天皇七年十月の条)に「仲牟王」、弘仁六年(八一五)に編集された『新撰

姓氏録』では「鄒牟」・「朱蒙」・「須牟祗王」・「都慕王」などと表記する始祖であった。

いまは南北に分断されているが、百済と高句麗の建国神話が共通していたことは、新笠皇太后の先祖を高句麗の始祖である都慕王（鄒牟王）としていることに改めて注目したい。そして、父の和乙継の系譜が百済の武寧王につながるというのである。しかも新笠の諡は百済の建国神話にもとづいたことがわかる。

このことは一九六五年六月に公にした『帰化人』（中公新書）で指摘したが、二〇〇一年の十二月、翌年の日韓ワールドカップに関連して、「桓武天皇の生母が百済の武寧の子孫である」と、『続日本紀』に記されていることに、韓国とのゆかりを感じています」と、陛下みずからが記者会見で述べられたとおりである。

武寧王は百済から倭国へ仏教を公伝した聖明王の父であり、一九七一年の七月、韓国忠清南道公州で、武寧王とその王妃の陵が発掘調査されて、墓誌石によって王の諱が「斯麻」であり、癸卯年（五二二）の五月七日、六十二歳でなくなったことが明らかになった。『三国史

記』の崩年と一致するばかりでなく、『日本書紀』が雄略天皇五年六月の条に、「筑紫の各羅島（佐賀県鎮西町加唐島）」で生まれたので「嶋君」と名づけたという伝えの信憑性もたかまった。

『日本書紀』に引用する『百済新撰』では「琨支王子の子」と記し、諱は「斯麻王」でやはり「各羅」の島で生まれたとする。もつとも『日本書紀』では斯麻王を琨支（琨伎）王の兄の蓋鹵王の児とする別伝も載せているが、武寧王の実名斯麻が加唐島で誕生したことに由来することは、古代の日本列島と朝鮮半島との深いえにしを物語る好例である。

武寧王の子の純陀太子のことは、『三国史記』ばかりでなく、『日本書紀』の継体天皇七年八月二十六日の条にも、「百済の太子淳陀（純陀）薨せぬ」とみえている。高野新笠にかんする史料としては、かつて中宮大夫でもあった和氣清麻呂が記録した「和氏譜」にその系譜の伝承が詳述されていたにちがいない。残念ながら「和氏譜」は現存していないが、『続日本紀』などでその一端をうかがえるのは幸いである。

## 青少年の再チャレンジを応援！

～関係機関と連携した少年非行防止対策～



京都府府民生活部青少年課  
少年非行防止対策担当課長

中川 多鶴子

### ◆京都府の少年非行の現状

次代を担う青少年の健やかな成長は私たちみんなの願いです。しかしながら今日の青少年を取り巻く環境は、不登校やいじめ問題の深刻化、インターネットの普及に伴う有害情報の氾濫等多くの課題を抱えており、少年非行問題もそのひとつです。

京都府における少年非行の現状は、刑法犯で検挙された少年の数自体は減少傾向にあり、平成24年は1,680人でこの10年間で半減していますが、少年千人当たりの人口比では、平成24年は11.8人で全国ワースト5位、再犯者率は42.2%で全国ワースト2位、それ以前の数年間を遡っても人口比、再犯者率とも常に全国ワースト上位の水準にあり、深刻な状況が続いています。

### ◆非行問題を抱えた青少年の立ち直り支援

こうした状況を踏まえ、京都府では平成23年度に学識者を交えた「少年非行問題対策会議」を設置し、非行の要因や効果的な対策について検討を重ね、その結果をアクションプランとしてとりまとめました。このプランに基づき、平成24年4月、非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、京都府家庭支援総合センター内に「立ち直り支援チーム（愛称・ユース・アシスト）」を設置し、平成25年4月には中丹広域振興局福知山総合庁舎内に「北部サテライト」を開設したところです。

ユース・アシストでは、学校や警察、児童相談所等の関係機関から支援要請を受けた少年を対象に、一人ひとりに適した支援プログラムを作成する「寄り添い型支援」を実施しています。関係機関と連携したケース会議等を通じて非行の背景や要因を分析し作成したプログラムに基づき、支援コーディネーターが継続的に関わりながら、進学や復学のための学習支援や就労に向けての職場体験など、様々な体験活動を通じて少年の気持ちに寄り添いながら支援を展開しています。

また家庭裁判所との連携による「家庭裁判所係属中少年への支援」では、非行が比較的軽微又は試験観察中の少年を対象に、地域での清掃ボランティアなどの社会貢献活動に参加したり、地域住民との対話を実施しています。地域の方々と一緒に活動し、感謝されたり人の役に立つ経験をすることで、達成感や自己肯定感、地域社会の一員としての自覚の芽生えなど、意識改善を図ること



で再非行防止につなげています。

◆最初から「非行少年」と呼ばれる子はいない

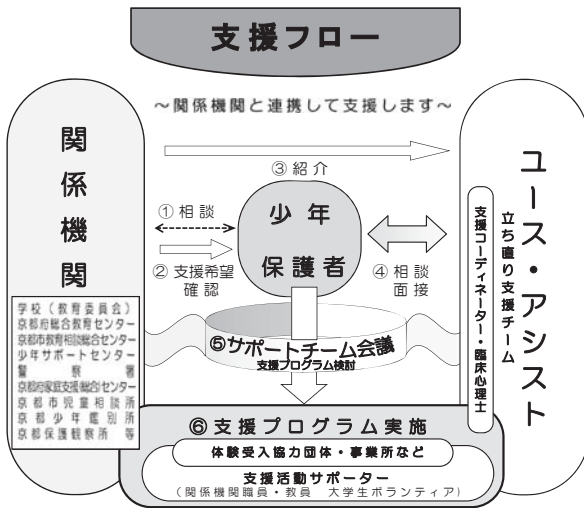
非行は、様々な事情により家庭内で十分な愛情を受けられなかったり、基礎学力やコミュニケーション能力の不足により学校に適応できない、また発達の課題があることを十分理解されず適切な支援を受けられないなど様々な要因が考えられます。決して最初から「非行少年」と呼ばれる子どもがいるのではなく、これらによって心が傷つき、苛立ちや怒り、悲しみや寂しさといった感情が非行や問題行動という形で表れるのです。

ユース・アシストでは、なぜそういう行動をとったのか、どこに原因があるのかを見極め、単に表出している行動だけを押さえるのではなく、その子にとって一番必要な支援は何かを考えプログラムを検討しています。子どもたちの出すサインを見逃すことなく、気持ちに寄り添いながら根気強く関わり続けているところです。

◆地域の中に子どもたちの「居場所」を

地域の絆や人間関係が希薄化したと言われて久しく、かつてのように地域ぐるみで子育てをし、ご近所のおじさん、おばさんが子どもたちを見守ってくれる光景を見ることは少なくなりました。しかし、家庭や学校に居場所を見いだせない子どもたちにとって、気持ち素直に出せたり存在を認められる、また助けを求めている「居場所」がどこかに必要です。

私たちは立ち直り支援を通じて子どもたちの再チャレンジを応援し、「心の居場所」となるべく活動していますが、こうした居場所が身近な生活の場である地域の中に広がっていくことが大切です。今後とも関係機関と一層連携しながら、こうした地域での取組への支援も含め、一人でも多くの青少年が夢と希望を持って未来に向かってチャレンジできるよう取り組んでいきたいと考えています。



ご利用については  
関係機関へご相談ください

## アジア諸国と人権（その三六）



研究センター所長  
京大名誉教授

安藤 仁介

ヴェトナムが日本とほぼ同時期、すでに一九八二年に自由権規約の当事国となった背景には、おそらく次のような事情があったのではないかと考えられます。それはソ連（現在のロシア）の働きかけです。ソ連は一九一七年のロシア革命によって誕生しましたが、資本主義から社会主義への世界同時革命などと喧伝したため、英仏をはじめとする既存国家の政府から警戒され、大国でありながら国際連盟への参加がなかなか認められませんでした。参加が実現したのは、米国（米国自身は国際連盟に不参加）のボルシェビキ政権承認後の一九三四年になってからであり、しかもわずか五年後に

は、ナチスドイツの侵攻に備えて基地貸与をフィンランドに迫ったところ断られ、フィンランドを武力攻撃したことが連盟規約に違反するとして連盟を除名されるといふ、汚名を残しました。つまりソ連は、国際機構における少数者の悲哀を味わったわけで、実はそれが国際連合に参加する条件としてソ連が安全保障理事会における「拒否権」に固執する原因となったのです。それもあってソ連は自由権規約に社会主義諸国が参加するよう強く働きかけたものと思われまます。

ともかくヴェトナムは早くから自由権規約の当事国となり、一九九〇年には第一回の、二〇〇二年には第二回の、それぞれ国家報告審査を受けています。この両回とも報告の提出はかなり遅れています。二〇〇四年に予定された第三回報告もまだ提出されていません。そこで、新しい国連人権理事会が実施している普遍的定期審査（UPR）用にヴェトナム政府が提出した二〇〇九年の報告も参考にしながら、以下ヴェトナムの人権状況を検討してみましよう。

ヴェトナムの人権状況についてまず問題となるのは、司法の独立です。司法システムが活発に機能しない



理由としては、有能な法律家を育てる制度の欠如や司法に関する財政支出の不足も考えられますが、基本的には司法に対する政治の優位、とくに最高人民法院が政府の影響から独立していないこと、また法律の解釈について司法部が国民議会常設委員会の見解を求めかつそれに拘束されることが挙げられます。ヴィエトナムの国名は「ヴィエトナム社会主義共和国」であり、政治的にはヴィエトナム共産党の一元独裁体制であって、他の政党を認めていません。そのため、集会・結社の自由は大幅に制約され、政府や政策を批判する団体やNGOなどの活動は厳しく制限されています。一九八六年の第六回党大会で、社会主義に市場経済システムを取り入れた「ドイモイ」(刷新)政策が採択され、その限りにおいて経済活動の自由化は図られました。その場合にも政府の政策が優先して、議会はそれに協賛せざるを得ず、司法部がそれを独自の立場から批判しえない点は、他の社会主義独裁政権と変わるところはないようです。

つまり、集会・結社の自由を含む「表現の自由」の実態が問題です。上に触れた二〇〇九年の報告は「すべての人びとの言論、新聞、表現、情報の自由を保障するこ

とはヴィエトナムの変わらない政策である。ヴィエトナムの憲法、新聞法、反腐敗法、苦情・非難法、(そして予定されている情報アクセス法) などなどは国際的な法や実行に即した新聞および表現の自由を明確に定めている」と述べています。そして、「ヴィエトナムの新聞は社会的・集团的諸組織のフォーラムであり、社会と人びとの利益を守る道具である。新聞はまた、政策や法の実施をモニターする重要な力でもある。すべての市民はあらゆる政治的、経済的、社会的問題についてマス・メディアを通じてかれらの願望や意見やコメントを表明する権利を持っている。・・・実際、新聞は国家からかなり独立している」とも述べています。さらに報告は、多くのビジネス集団は各自のメディアを持って活動する許可を与えられており、ヴィエトナム総人口の二一・四パーセントがインターネットを利用していること、またブログの活用も奨励されていること、を明らかにしています。ただし、これらの行為について、ヴィエトナム国家が「国家の安全保障、道徳的価値、伝統や慣習を保護し、子供を有害な影響から守るために」必要な規制を設ける、とも指摘しているのです。

## 「グローバル化」の最終段階？ TPPが変える私たちの暮らしと権利



研究センター研究員  
龍谷大学客員研究員

### 三輪 敦子

大手メディアの報道だけに接していると、すっかり既定路線のようになってしまっているTPP参加ですが、その内容を詳しく理解している人はどれほどいるでしょうか。TPP交渉は「交渉内容を公表しない」ことが交渉参加の条件になっていて、加えてニュージーランドの広報官が明らかにしたところによれば、「交渉内容は協定発効後4年間秘匿される」という合意があります。二〇一〇年に民主党政権が唐突に交渉参加を表明して以来、「TPP断固反対」を掲げて選挙を戦ったはずの政党も、政権復帰後、TPP推進へと路線を変え現在に至っています。政府は「十分な国民的議論を経た上で結論を

出す」としていますが、前述の条件を考えると、そもそもそのような事は可能なのでしょうか。

TPP（環太平洋経済連携協定）は、元々、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国が二〇〇六年につくった協定でした。比較的、規模が小さな国が集まり貿易自由化に向け協力するための協定だったTPPが、その姿を変え注目を集めるようになったのは、二〇〇八年にアメリカが交渉参加を表明してからです。二〇一三年11月現在、TPP交渉には日本を含む12カ国が参加しています。

農水省の試算では、TPPに入れば食糧自給率は40%から13%に低下します。関税撤廃によって輸入食品がさらに増加することによる農業の荒廃や、食糧を輸出する「途上国」における食糧供給の悪化が懸念されますが、さらに私たちの生活に影響を与える可能性があるのはサービス、政府調達等における非関税障壁の撤廃要求です。ニュージーランドのオークランド大学教授のジェーン・ケルシーは、TPPを「異常な契約（No Ordinary Deal）」と表現し、「参加国の国内政策を改変すること」がTPPの目的と論じています。内容を良く知らずに乗り込むには、TPPというパスはあまりにも危険です。

「参加国の国内政策を改変し」、結果的に私たちの生活

を根底から変える可能性がある」と懸念されている取り決めにISD条項があります。ISD条項（またはISD S条項、Investor State Dispute Settlement）は、投資家が投資先の政府を訴えることを可能にする制度です。北米自由貿易協定（NAFTA）には既に同条項が存在しますが、カナダでは、芝の除草剤の販売と使用を禁止したケベック州政府に対し、除草剤を販売するアメリカの化学会社が損害賠償の訴えを起しています。「予防原則」を理由にしたケベック州の販売禁止には科学的根拠がないというのが理由ですが、もしこの訴えが認められたなら、市民の健康や生命を守るために政府がとる措置よりも企業の利益が優先されることとなります。

日本がTPPに参加すれば、国民健康保険や共済保険による公的医療保険制度は、民間の保険会社が市場に参入することを妨げる「非関税障壁」であるとしてISD条項を使ってアメリカの保険会社から訴えられるかもしれません。そうなれば、私たちが享受してきた国民皆保険制度は崩壊するかもしれません。また、アメリカと日本が共同で提案しているとされている知的財産権保護規定は、製薬企業の特許権強化と利益保護につながり、結果としてジェネリック薬の流通に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。エイズが世界の人々にとって制御可能な

感染症になった背景にはジェネリック薬の普及があったことを考えると、「途上国」を中心とする経済的弱者の健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

アメリカの保険制度と医療の問題点を描いたマイケル・ムーア監督の映画「シッコ」には、ありとあらゆる理由をつけて保険加入者からの支払申請を却下し、その「業績」で高収入を得ていたことを涙ながらに悔いる弁護士や、入院費用が払えない患者をタクシーに乗せ、ホームレスの方たち用のシェルターの前に置き去りにする病院など驚愕の場面が登場します。TPP後の日本の姿でないことを祈るばかりです。

Nothing About Us Without Us（私たちが抜きに私たちのことを決めるな）は障害者等、マイノリティの権利を保障するための運動のなかで知られるようになったスローガンですが、TPP時代には私たちがすべてに関わるスローガンになるかもしれません。グローバル化の装いをまとった「ブロック経済」の下で、自分たちに影響を及ぼす意思決定に主体的に関わるといふ市民としての大切な権利が、国境を越えた経済活動の「自由」に切り崩されつつあります。私たちが知らないうちに、私たちの健康や地域の豊かさが失われてしまわないように、私たち一人一人の自覚、そしてメディアの役割と責任が問われています。

# 京の「獣魂碑」



研究センター研究員

白石 正明

京都で人権ゆかりの史跡として、意外と知られていないのが、嵐山にある「獣魂碑」である。この石碑がどのような経過をたどって建てられたのかを関係者に問い合わせても、今では人びとの記憶から遠ざかってしまっている。そこでこの碑をめぐる経緯と、その碑に記した食肉文化にかかわった人びとについて考えてみたい。

京の「獣魂碑」は、洛西嵯峨地域にある。その景勝地の中で法輪寺は、知恵と福德を授かるよう本尊・虚空蔵菩薩（虚空蔵さん）に祈願する「十三詣り」でよく知られている。渡月橋に近い嵯峨街道筋に面した同寺域の轟

橋のすぐ脇に、高さ約1.6mの台座の上に石碑がある。馬淵鋭太郎京都市長が揮毫した高さ4.2m、幅最大値で2.2mの自然石の正面上に「獣魂碑」と刻まれている。裏面に「大正十二癸亥歳四月建之」とある。その台座の脇には、147に及ぶ寄付者と建設委員らの氏名を銅版に嵌入された高さ2.7m、幅1.1mの副碑が建っている。この建立の経過は、次のようであった。

1922年7月、京都獣肉商組合（現・京都市食肉協同組合）と屠畜場関係者らの都地久会が、総額6000円で「屠られた牛の為に獣碑を建設する」との趣旨で発起した。この呼びかけに京都府内6郡（葛野・愛宕・紀伊・宇治・相楽・綴喜）の牛馬商組合、山城搾乳畜産組合、京都牛乳商同業組合、京都常設家畜市場、京都牛馬車同業会連合会、梅小路駅牛馬愛護会らが後援、京都市長、市衛生課長、屠場長、市会議員、府技師、堀川署長ら行政関係者も協賛者に名を列ねた（『京都日日新聞』大正11・7・29夕刊）。

当初は、1922年10月中に西九条の京都市立屠畜場内に建設する予定だったが、市の参事会で不許可（理由

は不明)となり、1923年3月法輪寺の藤本賢祐住職が虚空藏菩薩が家畜愛護尊であるとの関係から太秦警察署に、寺内に碑建立の許可を申し出、やっと許可され「獣魂碑」を建設する運びとなった(『京都日日新聞』大正12・3・28夕刊)。そして1924年5月4日、碑前で建碑式と、獣魂祭が取り行なわれた。

建碑式では、「夷川野口」の野口力松建設委員が開会  
の辞を述べ、次いで「夷川森田」の森田益三郎委員長が  
式辞、そして除幕が取り行なわれた。その後僧侶らの読  
経、山内五郎太夫屠場長の祝辞らがあつて散会したとい  
う(『京都日出新聞』大正13・5・4夕刊)。その式典へ  
の寄付者には、千本米久・松原大橋亭ら牛肉料理業・食  
肉小売業者ら碑建立協賛者はもちろん、京都ですき焼き  
店として有名な三嶋亭や「猪熊森田」の盛牛社(モリタ  
屋の前身)、また西洋料理店として名をなした萬養軒、  
菊水館らの店々も、名を連ねた。その他現在も高野で牛  
乳商を営むかつての稲尾(亀次郎)牧場や西洋菓子舗を  
寺町二条に創業した村上開新堂など多岐にわたる業者も  
寄付を行ない、獣魂祭を盛り上げた。

そして、今日でもこの石碑の前で、「十三詣り」で賑  
う毎年4月の第1水曜日の朝、京都市食肉協同組合の関  
係者によって「営業のために生命を捧げてくれた動物の  
霊を弔い感謝する」目的で、獣畜を供養する法要が営ま  
れている。時と共に記憶は薄れるが、碑建立に込めた思  
いは受け継がれていることを記しておきたい。





# 「ヘイト・スピーチ」という 用語について



研究センター研究員  
大阪経済法科大学アジア太平洋研究  
センター客員研究員

師岡 康子

ヘイト・スピーチという言葉が、今年の流行語大賞のベストテンに入った。排外主義デモがすでに行われていた2011年7月、東京で日本にも人種差別禁止法が必要と題する講演を行ったときに、差別的表現自体は昔からある問題であるが、セクシャル・ハラスメントという用語のように、外来語好き、新語好きの日本で、ヘイト・スピーチという用語が広がり、社会問題化することを願うと述べた。しかし、当時は実際にこれほど広がるとは予想していなかった。

セクシャル・ハラスメントという用語は1989年の流行語大賞金賞をとったほどで、テレビでも盛んに何が

セクハラかと議論されて社会問題化し、97年、男女雇用機会均等法の改正でセクシャル・ハラスメント禁止条項が取り入れられた。法規制に伴い、「それ、セクハラだよ」との会話は職場や大学で日常的になり、それが違法もしくは社会的に認められないことだとの意識は急速に広がった。

ヘイト・スピーチという用語も社会化したが、「憎悪表現」と直訳されたせいもあり、未だその意味が正確に理解されておらず、混乱している。この混乱は、ヘイト・スピーチの法規制をめぐる議論にもマイナスをもたらしている。例えば「人種差別撤廃NGOネットワーク」(代表世話人・武者小路公秀)が2013年5月末から6月にかけて全国会議員にヘイト・スピーチの法規制についてアンケート調査を行なった際に、回答を寄せた国会議員の中で、ヘイト・スピーチを規制するとデモにおけるすべてのシブプレヒコールが規制される危険性があると危惧しているものがあつた。

一部の週刊誌はあえて誤用し、混乱に拍車をかけているのではないかとも思える。例えば、週刊新潮2013年10月24日号の見出しは「ヘイトスピーチ 立ち小便 ゴミ袋投棄 教師の矜持も捨てる『沖縄米軍基地』反対運動」である。沖縄の基地に反対する人たちが、米軍関係者に対し、「ヤンキー・ゴーホーム」などを叫ぶのを



ヘイト・スピーチだと非難している。

ヘイト・スピーチという用語について国際人権法上の確定した定義はないが、人種差別撤廃条約第4条と自由権規約第20条2項がヘイト・スピーチの法規制を求める条項であることは国際社会における共通の認識となっている。後者は締約国に「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」を法律で禁止する義務を定める。2013年9月に公表された国連人種差別撤廃委員会の一般的勧告<sup>35</sup>「人種主義的ヘイト・スピーチと闘う」では、ヘイト・スピーチは、先住民族、世系に基づく集団並びに移住者や外国籍者などの同条約第1条で定義されている人種、皮膚の色、世系又は国民的・民族的出身に基づく差別としての、特定の人種または民族的集団に対する攻撃であることが示されている。

この用語は、1980年代にアメリカで誕生した。同国では1980年代前半にはニューヨークを中心にアフリカ系の人々や性的マイノリティに対する差別に基づく殺人事件が頻発した。それに対し、当事者らを中心に活発な取り組みがなされ、85年には、ジョン・コンヤーズ、バーバラ・ケネリー及びマリオ・ビアギの3人の連邦下院議員によって、ヘイト・クライムの調査を国に義務付ける「ヘイト・クライム統計法案」が作成された。これ

が「ヘイト・クライム」という用語のはじまりと言われている。同時期に、大学への非白人及び女性の進出に反発する差別事件が頻発したことに對し、当事者や研究者を中心に、差別的表現の是正・禁止など差別撤廃に取り組むポリティカル・コレクトネス *political correctness* 運動が盛んになった。その一環として、多くの大学が、差別的表現を含むハラスメント行為全般を規制する規則を採用するようになった。これらの規則の合憲性をめぐる論争が社会問題化し、「ヘイト・スピーチ」という言葉も広がった。「ヘイト」は憎悪一般を意味するのではなく、ターゲットとされるマイノリティへの否定的感情を指す。ヘイト・クライム、ヘイト・スピーチともマイノリティに対する差別的動機に基づく攻撃であり、有形力の行使を伴わないものをヘイト・スピーチという。

以上のような国際人権基準及び言葉の形成された経緯から考えれば、ヘイト・スピーチは、一言でいえば、「差別的煽動(表現)」と意識した方が、誤解の余地が少なかつただろう。

報道機関でも、ここ1、2か月で、「憎悪表現」ではなく、「差別的な表現」などと説明されるものも出てきており、社会的な理解が広がりつつある。単なる流行語、話題に終わらせることなく、セクシャル・ハラスメントのように、具体的な法規制に確実につなげていきたい。

## 女性の「人権」と「教育」



研究センター研究員  
大阪工業大学知的財産学部准教授

高田 恭子

「教育こそが唯一の解決です。教育が最優先。」この言葉は、16歳の少女、マララ・ユスフザイさんがニューヨーク国連本部で2013年7月12日に行った演説の締めくくりです。マララさんは、自国のパキスタンで、女子が教育を受ける権利をインターネットのブログを通じて実名で訴えていました。世界中から多くの賛同をえましたが、それに反発した反政府武装勢力であるテロリストの銃撃を受けて深刻な傷を負いました。その後、イギリスで治療を受けて奇跡的な回復を果たし、銃撃には屈しないと、この国連での演説を実現しました。テロ活動や貧困のもとで繰り返られる人権侵害への唯一の解決策、

それは「教育」だとして、ペンと本を武器にしようと力強く訴えました。

義務教育が他国に比べて行き届いている日本ですが、世界経済フォーラム（WEF）が発表した2013年「ジェンダー・ギャップ指数」によると、男女地位格差を示すその順位は、調査対象136カ国の中で105位となり、3年連続でその順位を下げ、同指数の発表が開始された2006年以降最低となりました。日本における女性の政治参加、管理職をはじめとする社会進出の「低さ」はいうまでもありませんが、私たちの生活に着目すると、女性の就労率は上がってはいるものの、就労者の平均収入は男性のそれと比べてとても低く、年齢とともにその格差は大きくなり30代には2倍もの開きとなります。経済的状况を世帯単位で見ると、「貧困」で最も苦しんでいる世帯は母子のひとり親家庭です。その母の平均年間収入は223万円しかなく、就労収入は181万円、父子のひとり親家庭の約二分の一です（平成23年度全国母子世帯調査）。さまざまな社会的問題を反映する「貧困問題への対応」は、男女の不平等を是正する総合的社会問題の解決への一つともなるはずで

さて、「貧困」問題は社会的排除やその他の複合的な

社会問題を含むとして、将来の担い手である子どもの「貧困」に対して徹底的に取り組む姿勢を示したイギリスのトニー・ブレア労働党政権。労働党政権は1997年から2010年まで継続しましたが、ブレア氏は、1996年の党大会で、「私に政府における優先項目を三つあげるよう訪ねられたらこう答える。教育、教育、教育だ。」と発言しています。その後の貧困政策として、

深刻な貧困世帯であるひとり親家庭への政策、すわなち、その「母親」への重点政策が数多く展開されました。加えて、その政策の中心は、大胆な「教育改革」でした。賛否両論さまざまにあるのは事実ですが、実際に、子どもの貧困は政策開始時に比べて大きく改善されました。

「教育」は、人権問題を将来に向けて根本的に改善するために極めて重要です。女性の人権に着目すると、歴史的に男性中心の社会であったとされる台湾では、女性運動を大きな原動力として、2004年には「男女平等教育法」が制定されました。この法律により、学校教育における「男女平等教育」のための環境整備や学校教育カリキュラムにおける平等教育が義務づけられています。台湾国立政治大学教授で法律を専門にする陳惠馨さんは、この法律制定を支えた中心人物です。「社会で男

女平等を実現するためには教育がとて大切で、本当に社会が変わるためには戦略が大切よ。」とチャールミングにほほえみ、これまでの活動について熱く語ります。その教育を担当する者の確保や、その質の維持が課題となっているようですが、現在、台湾では、高官、役職に女性が多く在職しています。

日本では、2013年11月現在、道徳教育を特定の教科にすることが検討されています。政府の方針を知る参考資料に、2002年に文科省が全国に配布した「心のノート」があります。その内容を見ると、社会や他者への配慮ばかりが全面に押し出されているように見えます。「人権教育」は、社会の実態を含む真の平等を実現し、一人一人の権利意識を確立するために重要です。「子どもは未来の社会構成員100%を形成する」とは、ブレア政権時代の財務大臣がその支出を了解した際の言葉です。社会問題解決を「貧困線」を用いて改善の指標とし、女性支援や教育により政策を展開したイギリス、男女平等社会を実現するためにその教育を直接カリキュラムに導入した台湾。男女平等社会が一向に進まない日本を変えるために「教育」が大きな鍵となるはずですが、その内容を含めて十分に検討される必要があります。

**被差別部落に関する  
歴史資料アーカイブス化を目指して  
オーストラリア先住民による文化の保護・促進に学ぶ**



研究センター研究員  
国立民族学博物館外来研究員

友永 雄吾

現在私は、近畿圏内の大学で教鞭をとる傍ら、大阪市内の旧同和地区の一つ住吉地区内に1961年に地域住民の相談拠点として設置された財団法人住吉隣保館（現、公益財団法人住吉隣保事業推進協会【略称すみりん】、以下「すみりん」）において文化保護活動に従事する。「すみりん」は、1930年代から2000年代まで記録された絵画、写真、映像ならびに民具など約4万3000点を所蔵しており、私はその収集・整理・分析に携わっている。目的は「すみりん」における事業を継承発展させるための広報・組織活動を達成することである。この事業の発端は、同和行政が過渡期を迎えた

ことに関係する。

大阪市は、2002年3月末の「特別措置法」に基づく同和行政の終了と2006年5月に発覚した「飛鳥会事件」等を契機として、市が12の同和地区内に建設し、管理してきた人権文化センター、老人センター、青少年会館などの諸施設を、2010年3月末をもって一つに統合するという方針を打ち出した。その後、人権文化センターは市民交流センターに名称変更するが、大阪市政改革の波で存続の危機に立たされている。

そうした中12の同和地区内の人権文化センターなどの施設に蓄積・保管されてきた、約2万5000点の関連文書資料が、保管場所を失い、破棄・散逸の危機にさらされた。それらの資料には、同和地区に居住してきた人々の生活の実態や流入・流出の状況に関する詳細な記録が含まれている。また同和事業の進展に伴って変化した住宅・地区環境・教育・職業などの状況、刻々とその姿を変えていった地域共同体の実態、さらにはそれらを引き起こした同和对策事業・同和教育をはじめとする諸施策の実施過程が克明に記録されている。

こうした資料の危機を回避するため、大阪市立大学人権問題研究センターが中心となり収集・整理・分析に取り組んでいる。これに歩調を合わせて「すみりん」の資

料整理が始まった。

私が最初に手掛けたのは「大川恵美子画集目録」である。その作品は108点で、1930年代の住吉部落の日常生活が生き生きと描き出されている。次に作成した「民具目録」は仕事に関連するものが多く、雪駄、下駄、靴直しに必要な原材料や鉋などの道具類、また行商に必要なとなる天秤棒や大八車など全306件に登る。これら民具を通して、時々状況に応じて道具を改良し、厳しい生活を乗り切ろうとした住吉の人々の姿が伺える。更に、財団法人住吉隣保館の初代館長、住田利雄が記録した「写真集目録」を作成した。彼は1952年から1986年に亡くなるまで、肌身はなさず手にしていたカメラによる4万2000枚以上の写真を記録した。目録ではその一部を紹介している。最後に、6つの異なる規格からなる500点の「映像記録データ目録」を作成した。そこでは住吉のまちづくりや教育、福祉に関わる人々の取り組みが鮮明に映し出されている。こうして整理された住吉の旧同和地区に関連する資料は、「すみりん」がリニューアルしたホームページで閲覧できる(<http://www.sunniyoshi.or.jp>)。

ところで、こうした取り組みは、私が2005年からフィールド調査を続けるオーストラリア南東部の先住民

集団ヨルタ・ヨルタの文化保護と促進の取り組みから多くを学んでいる。

植民地化により喪失の危機に瀕した先住民の伝統的知識や文化を保護・促進するため、1961年に連邦政府はオーストラリア国立アボリジナル研究所を設置した。しかし、当時の文化保存・促進は従来の植民期から続くいわゆる「白人」によるもので、それは当研究所の職員が全て非先住民であったことから伺える。そうした様相は、1970年代のオーストラリア先住民当事者の権利回復運動を契機に一変する。1989年には、上述の研究所が再編されオーストラリア・アボリジナル・トレス海峡諸島民研究所へと名称変更すると、職員の半数に先住民が採用された。こうして文化の保存・促進は、いまや先住民と非先住民の協働で担われ、その決定は先住民当事者に委ねられる。

ヨルタ・ヨルタにおいても、その伝統的知識の一部はGIS(地理情報システム)を活用しデジタル化されたマップ上に蓄積されている。それは、外来テクノロジと在来知とが結びつき、先住民がイニシアティブを保ちつつ非先住民との協働で生み出される。こうした協働作業から、今後の被差別部落の文化保護・促進の方法を学ぶべきことは少なくない。

## 「京都ヒューマンフェスタ2013」参加企画

「世界人権宣言65周年記念人権フォーラム

「世界人権宣言はいま」開催報告



日時…二〇一三年十一月三日(日) 午後三時～四時三〇分  
場所…京都市勧業館みやこめっせ

概要…記念講演「音楽の絆」

世界人権宣言の条文朗読

パネルトーク「世界人権宣言はいま」

京都ヒューマンフェスタは、京都府、京都人権啓発推進会議及び京都人権啓発活動ネットワーク協議会の主催により毎年開催されており、府民・市民のみなさんに楽しみながら人権を学んで頂く場を提供している。今年も世界人権宣言が国際連合第3回総会で採択されてから65周年にあたるため、当研究センターはこの宣言の意義を府民・市民のみなさんに知って頂くために、標記のイベ

ントを京都人権啓発推進会議とともに開催した。

なお、京都ヒューマンフェスタのオープニングでは「世界人権宣言65周年京都アピール」が、山田啓二京都府知事、門川大作京都市長、吉岡慶治京都地方法務局長及び当センターの上田正昭理事長により連名で発表された。

### ◆記念講演「音楽の絆」

作曲家の千住明氏は、人権フォーラム記念講演「音楽の絆」において、東日本大震災で被災した大船渡保育園の子どもたちのために、園歌「さかみちをのぼって」を作曲した経験を語られた。昔から日本の童謡や唱歌、園歌は、言葉で語り尽くせないことや後世に伝えたいメッセージを残すために作られることがあった。そこで千住氏は、東日本大震災を通して被災地の人々が抱いた思いを、百年後の園児たちに届けるための歌を作られたという。このように、音楽は、同世代の人々の「心の繋がり」を作り出す力があり、また時代を超えてメッセージを届けるための役割を担っているという千住氏の言葉には説得力があった。



◆世界人権宣言の条文朗読

ついで、詩人の谷川俊太郎氏が口語訳された世界人権宣言<sup>(註)</sup>を、作詞家の鮎川めぐみ氏が朗読した。平易な言葉に訳された宣言は、有志の皆様による演奏の下で京都府人権啓発イメー징ソング「世界がひとつの家族のように」の旋律にのせて語られ、壇上のパネルにはスペイン国際人権法協会が作成した平和に対する権利に関する映像が流れた。このような五感を通じた演出により、参加者には、世界人権宣言の持つメッセージを、より身近に感じ取って頂けたのではないかと思う。

◆パネルトーク「世界人権宣言はいま」

世界人権宣言の朗読後には、当センターの安藤仁介所長、坂元茂樹研究第一部長、前田直子及び三輪敦子各囑託研究員によるパネルトークが行われ、世界人権宣言が私たちの暮らしにどのように関係しているのかが論じられた。

安藤所長は、世界人権宣言第1条が「人権は何よりも我々一人ひとりのもの」であると訴えかけていることを強調した。しかし、人権は他の人の自由や人権を損なうようにみだりに用いてはならず(第30条)、私たちは自

分自身の中にある良心に従い、他の人々の尊厳を尊重するように行動しなければならないと指摘した。

この点で考えさせられるのが、差別的禁止をうたった第2条である。坂元第一部長は、特定の社会集団や民族を侮辱し、憎悪や差別を扇動する言動(ヘイトスピーチ)は、人権の基礎を根本的に破壊することを指摘した。在特会や主催者が京都朝鮮第一初級学校に対して人種差別的な言動を行った事件において、2013年10月7日、京都地方裁判所は人種差別撤廃条約を適用しつつ、在特会らに1226万円の賠償命令を下した。坂元第一部長は、京都地裁が在特会のメンバーらの行為は名誉毀損に当たり、公益を図る目的でなされたものとは到底認めることができないと判示したことは、世界人権宣言第2条に沿うものだと述べた。

また、前田囑託研究員は、人が拷問や辱めをうけ苦しんでいる場合、世界人権宣言は、そこから逃れて新しい生活を始める権利を与えていることを指摘した。第13条は移動の自由を保障しており、拷問の禁止にもかかわらず(第5条)、拷問を受ける恐れがある場合、私たちは他の国に逃げてそこで救いを求める権利を有している

(第14条)。このように、私たちはどこにいても法に守られて人として生きていく権利を持っているのである(第6条)。加えて、前田研究員は家族生活の尊重について言及し、事実婚を選択している世帯を含め、様々な形の家族が大切な存在として保護されるべきであることを主張した(第12条、第16条、第25条)。

さらに、三輪囑託研究員は、女子教育の必要性を訴えてタリバンから銃撃された、パキスタンのマララ・ユスフザイさんの事例を紹介した。彼女は16歳にしてサハロフ賞を受賞し、また彼女の誕生日である7月12日は国連によってマララの日と定められたが、このことは、教育を受ける権利(第26条)を男女平等に保障することの困難と重要性を物語っている。また、日本社会では、男女間の賃金格差が依然として他の先進国と比較しても大きいこと、さらにグローバル化により世界規模の生産コスト切下げ競争が進むなかで、過労死問題は一向に解決せず、労働者の権利(第23条、第24条)が切り崩されつつあることに警鐘を鳴らした。

最後に、安藤所長が、世界人権宣言の総括として、人権はより多くの人がそれぞれの才能をより良く伸ばせる

ような社会を作り出す助けとなることを指摘した。そして、第28条と第29条は対比の関係にあり、それぞれ、

そのような社会に住む権利とそれを作り出す義務とを定めた条文であるという。その上で、

安藤所長は、人権尊重を基調とした社会をつくることは、日本国憲法にもあるように、私たちの絶えざる努力によってはじめて成し遂げられることを自覚しなければならないと述べ、人権フォーラムのパネルトークを閉じた。

(注) アムネスティ・インターナショナル日本支部、谷川俊太郎著『世界人権宣言』(金の星社、1990年)を参照。

(文責) 研究第一部専任研究員 杉木 志帆



会場が  
変わりました

【2013年度】講座・人権ゆかりの地をたずねて

京都の魅力再発見

京都のまちには数多くの名所・旧跡があります。そこでは寺社や町衆の文化とともに、差別を受けながらも京都の歴史・文化の創造と発展に寄与した人びとの生活史が息づいてきました。また、朝鮮半島や中国などから渡来した人びとも京都の文化をかたちづくる上で大きな役割を果たしました。

本講座では、そうした京都の〈人権ゆかりの地〉をとりあげ、そこでおりなされてきた人間模様を通じて、京都における人権の歴史を多面的に学んでいきたいと思えます。

| 回 | 月日           | 講師                             | テーマ・内容  |
|---|--------------|--------------------------------|---|
| 8 | 1月25日<br>(土) | 上田 正昭<br>研究センター理事長<br>京都大学名誉教授 | 高瀬川開削 400年<br>— 角倉了以と素庵に学ぶ —<br><br>朱印船貿易で活躍した角倉了以とその子素庵は、物資流通のために数多くの河川を開削した。京都では慶長11年に保津川、慶長19年に高瀬川を開削して、京都の経済的發展に大きく寄与した。「利を共にする」交易をめざした思想と行動には学ぶところが多い。 |

※第7回まで終了。

会場が変わりました



- 回数 全8回
- 曜日 土曜日
- 時間 午後2時～3時30分  
(受付は、午後1時30分～)
- 場所 ハートピア京都  
(中京区烏丸丸太町下ル)
- 定員 50人 (第8回のみ100人)
- 受講料 1,000円 (1回)
- \* 賛助会員は無料
- \* 予約不要、当日受付

京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車  
⑤番出口 (地下鉄連絡通路にて連結)  
京都市バス、京都バス、JRバス  
「烏丸丸太町」バス停下車

お問い合わせ  
(公財) 世界人権問題研究センター  
(TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750)

## 高麗神社とその周辺

東京都心から電車で約2時間たらず、武蔵野の大地が秩父山地につらなるなだらかな丘陵と出会うあたりに高麗神社がある。この高麗は「高句麗」を意味する「コマ」であって「高麗」ではない。そしてこの神社はふたつの点で日本と朝鮮半島との深いつながりを物語る社である。そのひとつは地元の

人びとが誇りをもつて語る、この周辺の開拓の先駆者であった高麗氏の輝かしい業績である。そして長年その社稷を守ってきた高麗氏の子孫が現在も宮司を勤めているという珍しい系譜をもっている。古代の朝鮮半島三国のひとつ、高句麗は倭国が多くの文化を学んできた当時の先進国であった。聖徳太子の学問の師であった僧侶の慧

慈や、筆墨・紙の製法を教えた曇徴は高句麗の人であつたし、その他、有名無名の人びとが七世紀を中心に倭国へ渡来してきた。六六三年に百済・倭の連合軍が新羅・唐の連合軍に敗れたあと、今度は高句麗が新羅と唐の軍勢に敗れる。この争いの中で高句麗は倭国に使者を派遣してきた。『日本書紀』には六六六年一〇月の使者の副使に「二位玄武若光」の名が見える。また『続日本紀』の七〇三（大宝三）年十月条に「従五位下高麗若光賜王姓」という記事がある。

鎌倉時代に高麗氏の元の系図が失われているものの、高麗家ではこの若光こそ、高麗王氏が倭国にやってきた始祖であろう、とされている。七一六（霊龜二）年には東国に住んでいた高句麗の人一七九八人を武蔵国のこのあたりに集めて「高麗郡」が創設された。まだ野深かつたこのあたりの原野を開拓するという朝廷の意向であつ

た。若光はよく人びとを統率し、信頼を得たようで晩年の容貌から「白髭明神」として今も尊崇されている。若光の墓は神社のすぐ近くの聖天院の境内にある。高麗氏はやがて鎌倉幕府の御家人となり、また修験道を極めた達人を輩出し、近代にいたる。高麗郡の名は近代になって度重なる地方の統合、改名によって失われ、現在は埼玉県日高市の一部となっている。

さて、高麗神社をおとずれ、広い境内を散策すると驚くべき事跡がつきつきに目に飛びこんでくる。まず大きな「一の鳥居」が正面にあるが、その建立者の名はなんと南次郎とある。いうまでもなく第六代朝鮮総督として「皇民化」「国家総動員体制」を推進した人物である。また著名な参拝者の名の中に斉藤實(総督)、水野鍊太郎(政務総官)、小磯国昭(総督)など日本の朝鮮植民地支配の名だたる高官、軍人の名が続々と見える。ほかにも若

槻札次郎から鳩山一郎まで六人の首相経験者の名がある。また文学者では古くは尾崎紅葉、幸田露伴、壺井栄、坂口安吾、太宰治、長谷川伸、折口信夫など数限りない。近年のところでは姜尚中氏や韓国の有名なスターたちの名も散見する。また金達寿をはじめ、在日の高名な研究者や文学者の名もある。

戦前・戦中はこのような有名人の参拝が相次いだため、「出世の神」として崇敬をあつめていたようだ。そして東京を中心とした「奉賛会」の手によって立派な社殿(現在のもの)が建立され、境内の整備が行われた、という。現宮司の高麗文康さんの話によると、これらの出来事は宮司家の意向とは別に奉賛会主導で行われていたらしい、とのことである。そこから考えると、朝鮮に係わった政治家や軍人の参拝は日本の朝鮮統治の成功と安寧を祈願するためであった、とみてもよいだろう。他方、在

日の研究者などは戦前の日本と朝鮮にかかわる痛ましい記憶の場として訪れたものであろう。一方、著名な文学者たちの思いは何であつたろうか。

今ひとつ、忘れてならないのは境内に「李王垠・方子妃殿下手植えの杉」があることだ。この李王とは「併合」の結果、廃絶された韓国皇帝の子であつた。彼は「併合」後、東京住まいを強制され、梨本宮家の息女であつた方子との政略結婚の当事者であつた。

この杉の植樹は戦中の一九四二年になされたという。垠は日本住まいのまま没し、方子は戦後かなり経つてから夫とともにソウルへ戻つて没したが、二人の心の思いは如何ばかりであつたろうか。このようにこの高麗神社は資料館のようなものはないものの、日本と朝鮮半島との深い縁につながれた歴史の生き証人でもある。近くには「渡来センター」とよぶ韓国風レストランもでき、そ

ここでは両国の交流の関連資料もあつて、「渡来」の雰囲気をかもしだしている。二〇一六年には「高麗郡建郡一三〇〇年プロジェクト」が地元の日高市やボランティアの手によって華々しく繰り広げられようとしている。

〔所在地〕 埼玉県日高市新堀八三三

〔TEL〕 042-985-1403

〔FAX〕 042-985-2794

〔休日〕 無し

〔交通〕 ①東武東上線で池袋から川越駅でJR線乗換え、

又は②JR埼京線で新宿から川越経由、あるいは③新宿からJR中央線で八王子経由。

いずれもJR高麗川下車、徒歩二〇分。

〔JR高麗川駅前には朝鮮の「將軍塚」がある。これは、西武秩父線の高麗駅前にもあり、こちらからは徒歩四〇分。東京都心からだといずれも約一時間三〇分以上を要する。〕

（研究第三部長 仲尾 宏）





▲高麗神社表参道の石柱  
(裏面に建立者である南次郎の名が刻まれている)

もと朝鮮総督や首相など▶  
著名人の参拝者の名が  
並んでいる



▲李垠・方子夫妻手植えの杉



▲境内にある朝鮮半島特有のチャンヌン  
(道祖神)

## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円～  
1,575円（税込）

### 『人権問題研究叢書』

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
8,610円（税込）

### 創立10周年記念出版

#### 『散所・声聞師・舞々の研究』

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,890円（税込）

### 『人権歴史年表』

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価  
1,890円（税込）

### 『京都人権歴史紀行』

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



### 季刊「グローブ」（研究センター通信）

年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号  
2,500円（税込）

### 『研究紀要』の刊行（年1回発行）

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「平和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円（学生は5千円） 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』（季刊：年4回発行）『年報』の無償送付。  
・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。  
・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。  
・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。  
・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



### 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)